

仙台医療福祉専門学校

医療秘書学科、介護福祉学科、社会福祉学科、言語聴覚学科

キャリアアップをお考えの社会人の方へ

専門実践教育訓練
厚生労働大臣指定講座

仙台医療福祉専門学校の医療秘書学科、介護福祉学科、社会福祉学科、言語聴覚学科は、厚生労働大臣指定専門実践教育訓練の指定講座です。一定の条件を満たした対象者は、支払った経費の一部が支給されます。

専門実践教育訓練給付金

（年間40万円を上限）
最大80万円支給

受講後、資格等を取得し、1年以内に就職された方には

最大32万円追加支給

合計最大

112万円支給

さらに

教育訓練支援給付金

教育訓練期間中、返還不要で給付を受けられます。

雇用保険
基本手当日額の

80%支給

一定の条件を満たした給付対象者*

*給付対象者や詳細につきましては、ハローワークにお問合せください。

教育訓練給付とは？

中長期的なキャリアアップを支援するため、厚生労働大臣が専門的・実践的な教育訓練として指定した講座を受講し修了した場合、本人がその教育訓練施設に支払った経費の一部を支給する雇用保険の給付制度で、返還義務はありません。

給付を受けることができる方

- ・初回受給の場合、講座の受講開始日までに通算して2年以上の雇用保険の被保険者期間を有している方
- ・平成26年10月1日前に教育訓練給付金を受給した場合、講座の受講開始日までに通算して2年以上の雇用保険の被保険者期間を有している方

給付の額

受講者が支払った教育訓練経費のうち50%（年間上限40万円）、2年間で最大80万円が支給されます。更に受講修了日から1年以内に資格取得等し、被保険者として雇用されている等の場合には20%が追加支給され、2年課程の当学科では合計最大112万円支給されることとなります。

給付金支給の流れ



給付を受けるためには、事前にハローワークにて手続きが必要です。

※詳細につきましては、ハローワークにお問合せください。